

一宮監公表第2号

令和2年10月7日

一宮市監査委員	和家	淳
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	島津	秀典
一宮市監査委員	森	ひとみ

環境部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、環境部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

環境部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、環境部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

環境部（環境保全課、清掃対策課、施設管理課、浄化課、霊園管理事務所）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に平成31年4月1日から令和2年2月29日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目（監査対象の特性や想定されるリスクを勘案し、監査を効果的に行うために設定したもの）

- ア 使用料及び手数料の徴収は適正に行われており、公平性が確保されているか。（清掃対策課、施設管理課、霊園管理事務所）
- イ 施設の維持管理業務は適法、かつ、経済的、効率的に行われているか。（施設管理課、浄化課、霊園管理事務所）
- ウ 工場等公害発生源に対し、監視、指導は行われているか。主要発生源工場等には、常時監視が行われ、緊急時における措置の対策はなされているか。（環境保全課）
- エ 廃棄物の処理及び清掃事業の実施にあたり安全性に十分配慮しているか。

中間処理場、最終処分場における汚染物質等の有害物質の流出への対策は万全か。(清掃対策課、浄化課)

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

環境部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和2年3月25日 ～同年6月12日
監査事務局による 実地調査	環境センター（環境保全課、 清掃対策課、施設管理課、霊 園管理事務所）	令和2年4月6日、 同月7日、同月9日、 同月10日
	衛生処理場（浄化課）	令和2年4月9日
監査委員による 本監査※	監査事務局会議室	令和2年9月29日、 同月30日

※ 監査委員による本監査は、当初令和2年5月下旬を予定していたが、県内での新型コロナウイルス感染拡大を受けて日程を延期した。

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 環境保全課

特になし。

◎ 清掃対策課

- (1) 有害ごみ（使用済み蛍光管等）の運搬契約始め2契約で、契約の相手方から提出された業務完了報告書に対し、履行確認の責任者である主管課長による確認の記録が残されていなかった。当該契約に係る支出の妥当性について説明責任を果たせるよう、履行確認の記録を残されたい。

◎ 施設管理課

- (1) ごみ処理手数料を月払いとする業者の認定の際、満たすべき認定基準の一つに市税の滞納がないことがあるが、法人市民税の納付状況のみを確認していた。その他の市税について確認を行わないことの合理的な理由がなく、現行の審査方法では認定基準を満たしているか適切に確認されていないので、審査方法を再検討されたい。

- (2) 随意契約による環境センター屋外喫煙所設置修繕工事及び環境センター北館屋外喫煙所設置修繕工事に係る事務において、いずれも環境センター内にほぼ同じ工期で同規模の喫煙所を設置する工事にも関わらず、別々に発注されており、その理由が決裁文書で明確にされていなかった。所管課の説明によれば、当初、北館屋外喫煙所は設置する計画がなかったが、敷地面積及び勤務する職員数等を考慮し、屋外喫煙所設置の施工中に、急遽、追加発注したとのことである。

工事の発注にあたっては、計画立案を慎重かつ十分に行い、効率性、経済性に意を用いられたい。また、説明責任を果たせるよう、決裁文書には別々に発注した経緯や理由を明記し、事務の透明性を確保されたい。

- (3) 一般廃棄物の運搬処分業務に関する契約において、契約書で提出が定められている年度実績報告書が提出されていなかった。年度実績報告書は、環境センターの焼却施設から搬出された焼却残さがどのように再利用又は処分されたか確認するためのものである。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、廃棄物の適正な処理を確保されたい。
- (4) リサイクルセンター整備運営事業（公設民営（D B O）方式）において、事業者は長寿命化計画を毎年度更新し、その都度、市の承諾を得ることが契約により規定されているが、当初である平成26年4月に提出されて以来、長

寿命化計画の更新や承諾の記録がなかった。所管課の説明によれば、両者が出席する会議において、口頭により当初の計画から変更がない旨の報告を受け、承諾していたとのことであった。

契約の規定に従い、報告や承諾は書面で行うとともに、市が求める水準の事業が行われているかどうかの確認を確実に行われたい。また、市の意思決定に係る決裁文書は必ず作成し、説明責任を果たされたい。

◎ 浄化課

- (1) 一宮市北東部公衆便所等清掃業務委託契約において、契約期間中に、契約の相手方との協議により、清掃箇所を変更していたが、その決裁文書及び協議書が作成されていなかった。業務内容の変更に係る経緯や理由が分かるように公文書を残すとともに、変更について契約の相手方と合意した旨の書面を作成されたい。
- (2) 備品の管理について備品管理システムから9品抽出して調査したところ、1品が廃棄済みにもかかわらず、不用の決定に係る処理がされていなかった。一宮市物品等会計規則に基づき速やかに手続きを行い、備品の管理に万全を期されたい。

◎ 霊園管理事務所

- (1) 尾西斎場電気設備保守業務委託契約において、年1回行うこととされている試験の一部の結果が、契約の相手方から報告されていなかった。
委託業務の内容を把握し、契約どおりの履行がなされているか適切に確認するとともに、施設の維持管理に万全を期されたい。
- (2) 所管する墓地及び霊園の除草清掃等管理業務委託において、予定価格の積算及び入札等の指名業者への交付のために作成された設計書のうち、業務の一部である東島霊園の清掃工に係る面積を16,224㎡とすべきところ、22,600㎡と誤って記載していた。そのため、予定価格が本来よりも高額に積算され、各業者による入札価格も高額になっていた可能性があり、契約金額の適正性に疑義が生じる状態であった。
所管課の説明によれば、面積の誤りが判明したため、契約期間中に設計担当課を通じて契約の相手方と協議を行った結果、面積減少による減額分については他の業務量増加による増額分と相殺することになり、当該事由による変更契約は行われなかったとのことである。しかし、このような協議書の作成や経緯の記録が行われておらず、詳細が検証できない状態となっていた。

市は、契約に係る一連の文書について説明責任を有する。契約金額の適正性を確保することは当然求められるが、契約内容について相手方と協議を行った場合は、契約の相手方との齟齬が生じないように、協議書などの合意内容の証拠を残すとともに、後の検証が可能となるよう、協議の経緯等を公文書に記録されたい。また、契約の仕様内容について、設計及び契約の各段階において確実に確認が行えるようチェック体制を確立し、適切に契約事務を行われたい。

- (3) 一宮斎場整備運営事業（PFI方式）において、事業者は自らが策定し市の承諾を得た長期修繕計画書等に基づき、施設の修繕・更新を行うことが契約により規定されているが、計画内容に変更が生じているにもかかわらず、市は事業者に対し計画書の再提出を求めておらず、最新の計画を把握していなかった。

市は、事前に事業者の計画内容を検討、把握するとともに、当事業による施設の維持管理及び運営が経済的かつ効率的に行われているかどうか確認する体制を整備されたい。